<個別案件確認表(組織委員会)>

組織委員会担当確認年月日2019 年 11 月 12 日東京都作業部会確認年月日2019 年 11 月 27 日

事業名 清掃業務委託

案件名 清掃業務委託について (その2) (特別契約案件)

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること		・本事業は、競技会場でアスリートや観客等に清潔で 衛生的な環境を提供するために必要な事業である。 ・したがって、大会に必要な経費として、大枠合意に 基づき、パラリンピック経費の 1/2 相当額を東京都 と国が負担する事業と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う 組織委員会が一括して執行した方が効率 的、効果的であること		・本事業は、大会運営の一環として実施するものであり、競技会場内の状況を把握する組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性	必要性	・本事業は、競技会場において、アスリートや観客等 に清潔で衛生的な環境を提供するために必要であ る。	
(適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し	効率性	・本事業は、V3予算額の内数であり、期間別の人員 体制の精査、業務管理費の縮減、一般管理費を計上 しないなど効率性に配慮している。	
て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること	納得性	・本事業は、9会場の見積書及び入札による清掃業務 委託(選手村)、並びに近日中に契約予定の同種の 業務委託を比較して単価を確認している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・本事業は、アスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な清掃業務である。・経費の内容は作業経費のみであり、公費負担の対象として適切である。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。